

令和8年度

**羽黒地域 学童保育所
利用の手引き**



学童保育とは	2
羽黒地域 学童保育所一覧	2
開所時間	2
閉所日	2
申込みができる児童	2
申請書類の配布・受付について	3
提出書類	3
利用の決定	3
利用料	4
利用料の納付	4
ケガ・事故の対応	4
傷害保険について	5
利用の中止	5
退所	5



学童保育とは

保護者の労働等により放課後に児童を保育できない場合に、小学生を対象に適正な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業であり、その保育施設のことです。

羽黒地域 学童保育所一覧

施設名	所在地	電話番号
泉学童保育所	羽黒町荒川字花沢 4	62-2149
広瀬学童保育所	羽黒町後田字下田元 9	62-2102

開所時間

- 1、月～金曜日 退校後～午後7時
- 2、一日保育 午前7時30分～午後7時
(一日保育…土曜日、学校長期休業日、学校の振替休日 等)

閉所日

- 日曜日、祝日、祝日の振替休日
- お盆（8月13～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- 台風・豪雨等自然災害や、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症により、小学校が臨時休校になる場合は、児童の安全を優先に考え、閉所します。

申込みができる児童

下記1、2のすべての条件を満たす場合に申し込みができます。

- 1、保護者・児童が鶴岡市に住民登録されており、羽黒地区の小学校へ通学していること。
広瀬学童・・・広瀬小学校1年生～6年生
泉学童・・・羽黒小学校1年生～6年生
- 2、保護者(両親)などが、次のいずれかの事情で退校時に家庭での保育が困難であること。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 就労・・・・・・フルタイム就労のほか、パートタイム、夜間就労など一定時間以上の就労② 妊娠・出産・・・母が妊娠中または出産後間がない（産前産後8週ずつ）。③ 疾病等・・・・・・病気・けが・心身障害である。④ 介護・・・・・・同居の親族等をいつも介護・看護している。⑤ 災害・・・・・・震災、風水害、火災等の災害に遭い、その復旧にあたっている。 |
|---|

申請書類の配布・受付について

1、 配布・受付期間…令和7年10月1日(水)～31日(金) (日曜・祝日除く)

2、 配布・受付場所

施設名	住所	電話番号
泉学童保育所	鶴岡市羽黒町荒川字花沢4番地	62-2149
広瀬学童保育所	鶴岡市羽黒町後田字下田元9番地	62-2102
大東保育園	鶴岡市羽黒町手向字池之頭139-1	62-2156
いずみ保育園	鶴岡市羽黒町市野山字山王林11	62-2153
貴船保育園	鶴岡市羽黒町後田字谷地田186-1	62-2155

3、 配布・受付時間

各学童保育所…午後2時00分～午後6時

各保育園……午後7時30分～午後6時

提出書類

1、学童保育利用申込書（兼児童台帳）

（通常利用：通年で利用したい場合、または長期休みだけなど期間限定で利用したい場合）

一時利用：1日だけなど一時的に利用したい場合）

※ 利用申込書は児童1人につき1枚必要です。

2、利用料納付誓約書

3、就労証明書 ※ 父母の就労証明書のみ提出をお願いします。

4、口座振替依頼書 ※ 前年度より利用継続の方は提出不要です。

（2・3・4は兄弟姉妹で2名以上の場合は、上のお子さんに添付してください。）



利用の決定

令和7年12月（予定）に、各家庭に通知します。

利用料

項 目		通常利用料（月額）	一時利用料（日額）
基本料金		9,000円	1,000円 （上限は9,000円となります。） ※世帯状況に関わりなく一律の料金です。 ※同一世帯で2人以上利用していても兄弟割引はありません。
兄弟割引 （2人目以降）		4,500円	
市の減免制度	要保護世帯等 （生活保護世帯）	0円	
	準要保護世帯 （就学援助を受けている世帯）	2,000円	
	多子世帯 （2人目）	4,000円	
	多子世帯 （3人目以降）	0円	

※市の減免制度の申し込みは4月初旬にご案内いたします。

※要保護世帯・準要保護世帯の減免を優先し、多子世帯の減免との併用はできません。

※多子世帯の減免は兄弟ともに通常利用をしている世帯及び、利用児童の父母の市民税所得割額の合計額が169,000円未満の世帯に限ります。

対象外となった世帯は兄弟割引を適用します。

利用料の納付

- 保育料の納付は口座振替（庄内たがわ農協 羽黒支所）となります。
- 口座振替日は翌月末となります。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。
- 残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、口座振替日の翌月10日に再振替させていただきます。
- 一時利用の方は、1ヶ月の利用料をまとめて翌月に請求します。

ケガ・事故の対応

学童保育では最大限の注意を払い安全な保育に努めますが、万一のケガ・事故があった場合は学童保育支援員が応急処置を行い、医療機関の受診の必要がある場合は保護者の方へ連絡を入れ、相談の上対応します。

（緊急の場合は保護者の方への連絡はもちろんの事、運営責任者・学童保育支援員の判断で早急に緊急対応します。）

傷害保険について

万が一のケガや事故に備え、学童保育所では傷害保険に加入しています。
(学校の管理下ではありませんので、小学校とは別の保険になります)

- ・加入先・期間 山形県児童安全互助会 B型会員(4月1日から翌年3月31日)
- ・保護者負担金 1児童 450円(年間)
(共済掛金1,250円のうち、800円は羽黒百寿会で負担します。)
※納入は4月の保育料と一緒に5月末に引き落としさせていただきます。
※一時利用については1日につき7円となります。

利用の中止

学校長期休業時など、家庭での保育が可能になった等の理由により学童保育を期間的に利用しなくなった場合は、学童保育所へ連絡後、速やかに中止届を提出してください。利用料については、土曜日も含む日数で日割り計算します。中止届が提出されない場合は、欠席扱いとなり月額料金となります。

退所

家庭での保育が可能になった等の理由により学童保育を退所する場合は、学童保育所へ連絡後、速やかに退所届を提出してください。保育料については、退所日までの土曜日も含む日数で日割り計算します。

